

2019年9月16日

学生の皆様

総合健康センター
保健管理室
校医 濱島 浩史

保健管理室における一般医薬品及び処方薬の取り扱い中止について

平成26年11月25日の薬事法等の一部を改正する法律の施行により「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が改められ、一般用医薬品を含む内服薬の取り扱いには、より一層徹底した安全対策と管理が必要となりました。このことに伴い医師の指示が無い限り保健室における医薬品の提供が原則禁止されることになりました。

その理由としては、近年アレルギー体質の学生や教職員が増えており、副作用の少ないと思われる内服薬においても、飲み合わせや体調不良などにより重篤な副作用が発生する危険性が指摘されています。

このため明星大学でも、2019年9月から保健管理室における一般用医薬品(内服薬)の取り扱いを中止いたします。

また投薬が必要な場合は、この9月より明星大学の診療所にて保険診療が開始となり、処方箋の発行を行うこととなりましたので、ご利用願います。

尚、今まで通り学内における授業やクラブ活動等における怪我や体調不良による休息場所提供、緊急時の医療機関への対応等は保健管理室にて対応します。また、行事や合宿、遠征などに携帯する救急箱の内容も怪我対応中心のものとなりますが貸し出しを行います。

以上、ご理解の程、宜しくお願い致します。